

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第28号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成23年5月30日 16時10分ごろ	
発生場所	宮城県南三陸町荒砥漁港南東方沖 南三陸町所在の権現三等三角点から真方位219°900m付近 (概位 北緯38°40.4' 東経141°29.2')	
事故等調査の経過	平成23年5月31日、本インシデントの調査を担当する主管調査官(仙台事務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 源榮丸、0.6トン	
船舶番号、船舶所有者等	MG3-29414 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、走錨を始めた船長が所有する漁船を救助しようとして荒砥漁港港口付近に向かい、平成23年5月30日16時10分ごろ同漁船に追い付いて接舷しようと増速したが、プロペラの回転が上がらず、同漁船を救助することも風上の岸壁に戻ることもできなくなった。</p> <p>本船は、風下に圧流されながら港外の瓦礫堆積場所まで低速で航行し、瓦礫に係留して海上保安庁に救助を求め、船長及び乗組員が海上保安庁の要請を受けた航空自衛隊のヘリコプターで19時10分ごろ救助された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4 (瞬間最大風速15.1m/s)</p> <p>海象：うねりの方向 南東、うねりの高さ 約2m</p> <p>仙台管区気象台は、南三陸町に対し、5月29日18時43分に強風波浪注意報を発表し、翌30日05時20分に暴風波浪警報に切り替えた。</p>	
その他の事項	<p>本船の所有者は、本船の船外機が低速回転の運転しかできないことを知っていたが、船長は、出港前に所有者からこのことを確認せずに運航を開始した。</p> <p>本船の船外機は、機関の回転をラバー製のプロペラブッシュを介してプロペラに伝えていた。</p> <p>本船の船外機は、プロペラ軸のスペーサーがプロペラの外側に取り付けられ、プロペラ取付けナットがプロペラを締め付けていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、荒天時の荒砥漁港港口付近を航行中、プロペラの回転が上がらなかったことから、風上の岸壁に戻るができなかったものと考えられる。</p>

		<p>本船は、船外機のプロペラ軸のスペーサーが、本来プロペラの内側に取り付けられるところ、外側に取り付けられたことから、プロペラ取付けナットがプロペラを締め付けていなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、船外機のプロペラ取付けナットがプロペラを締め付けていなかったことから、ラバー製のプロペラブッシュが圧着されずに滑っていた可能性があると考えられる。</p>
原因		<p>本インシデントは、本船が、荒天時の荒砥漁港港口付近を航行中、プロペラの回転が上がらなかったため、風上の岸壁に戻ることができなかったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船外機の解放及び点検は、取扱説明書を参考に行うこと。 ・ 出港前の点検は、緊急を要する場合でも十分に行うこと。 ・ 乗船する際は、いかなる場合でも救命胴衣を着用することが望ましい。